

債権執行の申立てに必要な添付書類

福岡地方裁判所本庁(第4民事部債権執行係)

(* 管轄：債務者の住所を管轄する地方裁判所)

必要書類	チェック欄	一般的に必要な書類
○		債務名義(※1) <input type="checkbox"/> 執行文の付いた(<input type="checkbox"/> 執行証書 <input type="checkbox"/> 判決 <input type="checkbox"/> 和解調書 <input type="checkbox"/> 認諾調書 <input type="checkbox"/> 調停調書) の 正本 <input type="checkbox"/> (<input type="checkbox"/> 少額訴訟確定判決 <input type="checkbox"/> 仮執行宣言付少額訴訟判決 <input type="checkbox"/> 仮執行宣言付支払督促) の 正本 <input type="checkbox"/> 家事審判書 正本 及び 確定証明書 (債務名義を取得した家庭裁判所の担当部署にお問い合わせください。) <input type="checkbox"/> 家事調停調書 正本 (別表第二に掲げる事項)
○		上記債務名義の債務者への送達証明書(※1)
○		現在事項証明書又は代表者事項証明書(※2) 法務局で取得してください。取得方法については、法務局にお問い合わせください(福岡法務局Tel 092-721-4570)。 (<input type="checkbox"/> 債権者 <input type="checkbox"/> 債務者 <input type="checkbox"/> 第三債務者)
		住民票又は戸籍附票(※2)(※3) (債務名義取得後に住所変更がある場合のみ) ※債務名義上の住所から現在の住所までのつながりが明らかとなるものをご準備ください。 (<input type="checkbox"/> 債権者 <input type="checkbox"/> 債務者)
		戸籍謄本又は変更前の氏名が記載されている住民票 (債務名義取得後に氏名の変更がある場合のみ)(※2)(※3) (<input type="checkbox"/> 債権者 <input type="checkbox"/> 債務者)
○		収入印紙 4000円 (債務名義及び当事者の数によって異なる)
○		切手 1145円, 1099円, 519円, 94円, 84円 各1組(合計2941円) (第三債務者に対する陳述催告の申立ても併せてする場合) ※第三債務者が1名増えるごとに1145円, 519円, 84円を各1組ずつ追加 ※債務者が1名増えるごとに1099円を1組ずつ追加 *支部に申立てをされる場合は、申立先の裁判所に照会してください。
○		申立書の当事者目録, 請求債権目録, 差押債権目録のコピー各1通 (印は押さない)

※1：債務名義を取得した裁判所や公証人役場に申請してください。

※2：申立書を提出される日からさかのぼって3か月以内のもの。

※3：マイナンバー記載のないもの。

なお、手続の流れや申立書記載例については、東京地裁民事21部のホームページにもご紹介があります。
 (「東京地裁_債権執行」で検索→ホームページ中の「申立債権者の方へ」から、「受付係～債権差押命令の申立てをしたい方へ～」へ進んでください。)